

予防接種法によらない予防接種に対する市町村の助成状況 (令和2年度)

市町村名	ワクチン名	助成対象者	助成内容	助成方法	開始時期	備考
村上市	インフルエンザワクチン	国民健康保険被保険者であり、接種日で1歳から高校生(18歳に達する年度の3月末)以下の人	助成回数 1回 助成額 2,000円	償還払い	平成24年4月1日	令和2年度から助成対象者を生後6ヶ月以上に拡充することで検討中。
関川村	インフルエンザワクチン	①生後満6か月～高校生3年生(18歳に達する年度の3月末)	助成回数 1回/人 助成額 1,500円上限	委託医療機関:現物給付 委託外医療機関:償還払い	平成30年10月1日	
粟島浦村	インフルエンザワクチン	①生後6か月～高校生以下及び妊婦 ②19歳から65歳未満の者	①生後6か月～高校生以下及び妊婦…接種1回あたり自己負担額1,050円とし、接種に要した費用との差額を助成 ②19歳から65歳未満の者…接種1回あたり自己負担額2,000円とし、接種に要した費用との差額を助成	村内医療機関においては現物給付。それ以外は償還払い	平成24年10月1日	
粟島浦村	おたふくかぜワクチン	1歳から小学生以下の子ども	全額助成	村内医療機関においては現物給付。それ以外は償還払い	平成24年10月1日	
粟島浦村	水痘ワクチン	3歳から小学生以下の子ども	全額助成	村内医療機関においては現物給付。それ以外は償還払い	平成24年10月1日	
粟島浦村	ロタウイルスワクチン	1 価:生後6週から24週の子ども 5 価:生後6週から32週の子ども	全額助成	村内医療機関においては現物給付。それ以外は償還払い	平成25年4月1日	
新発田市	予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの	・骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。 ・「長期にわたる疾患等のため定期接種を受けられなかった場合」の規定による年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあつては20歳に達するまで。	支払い額と新発田市の基準額のいずれか低い金額で助成	償還払い	平成30年4月1日	平成30年4月1日以降の接種より適用
阿賀野市	インフルエンザワクチン	接種日において13歳未満の者	2回目接種時に1,500円助成	助成券を交付し、2回目接種時に契約医療機関へ提出。医療機関へは請求により支払い。	平成25年10月1日	契約外の医療機関で接種した場合は、償還払い。
胎内市	インフルエンザワクチン	中学校3年生相当までの者	接種1回つき1,000円助成	委託契約医療機関:現物給付 委託契約医療機関外:償還払い	平成23年10月1日	平成28年10月1日以降、対象者を小学6年生から中学3年生までに拡大。
聖籠町	おたふくかぜワクチン	接種日で1歳から就学前までの者	助成回数 1回 助成額 2,000円	償還払い	平成21年4月	
聖籠町	インフルエンザワクチン	接種日で6ヶ月から中学生までの者及び妊婦	・未就学児 年度毎2回助成 ・小学生 年度毎2回助成 ・中学生 年度毎1回助成 ・妊婦 年度毎1回助成 1 (各対象者1回につき1,500円を上限に助成)	償還払い	平成23年4月	

予防接種法によらない予防接種に対する市町村の助成状況（令和2年度）

市町村名	ワクチン名	助成対象者	助成内容	助成方法	開始時期	備考
聖籠町	肺炎球菌ワクチン	接種日で65歳以上で、過去に助成を受けたことのない者	助成回数1回 助成額3,000円	償還払い	平成22年4月	
聖籠町	ロタウイルスワクチン	接種日で6週から32週までの乳児	2回接種ワクチン 7,500円(上限)×2回 3回接種ワクチン 5,000円(上限)×3回	償還払い	平成24年4月	
聖籠町	予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの	・骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。 ・「長期にわたる疾患等のため定期接種を受けられなかった場合」の規定による年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあつては20歳に達するまで。	支払い額と聖籠町の基準額のいずれか低い金額で助成	償還払い	平成31年4月1日	平成31年4月1日以降の接種より適用
新潟市	予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの	・骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。 ・「長期にわたる疾患等のため定期接種を受けられなかった場合」の規定による年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあつては20歳に達するまで。	支払い額と新潟市の委託契約額の低い金額で助成	償還払い	平成29年8月1日	平成29年4月1日以降の接種より適用
五泉市	インフルエンザワクチン	接種日に市内に住所のある0歳～中学3年生相当までの子	1回につき1,500円を2回まで助成	市内協力医療機関からの接種助成請求書により支払う。又は保護者への償還払い	平成20年10月1日	H27年度に助成額を増額。(1000円→1500円に)
五泉市	インフルエンザワクチン	接種日において市内に住所を有する妊婦	1回につき1,500円を年度内に1回	償還払い	平成21年11月30日	H27年度に助成額を増額。(1000円→1500円に)
五泉市	予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの	・骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。 ・「長期にわたる疾患等のため定期接種を受けられなかった場合」の規定による年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあつては20歳に達するまで。	支払い額と五泉市の基準上限額の低い金額で助成	償還払い	平成31年4月1日	平成31年4月1日以降の接種より適用
阿賀町	肺炎球菌ワクチン	年度末年齢満66歳以上の定期外年齢の者で、過去に助成を受けたことのない者	自己負担額4,700円を除いた額	町内の委託契約医療機関では現物給付。 町外の医療機関で接種した場合、差額の償還払い。	平成17年4月1日	

予防接種法によらない予防接種に対する市町村の助成状況 (令和2年度)

市町村名	ワクチン名	助成対象者	助成内容	助成方法	開始時期	備考
阿賀町	インフルエンザワクチン	接種日において満1歳から中学3年生まで	自己負担額1,100円(税別)を除いた額(1回目のみ。ただし第3子以降は2回目も助成)	町内の委託契約医療機関では現物給付。 町外の医療機関で接種した場合、差額の償還払い。	平成21年10月1日	
阿賀町	ロタウイルスワクチン	令和2年4月1日から7月31日までに生まれた児でかつ接種日において生後6週から32週までの乳児	全額助成	償還払い	令和2年4月1日	
三条市	予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの	骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。	支払い額と三条市の委託契約額のいずれか低い金額で助成	償還払い	令和元年7月26日	平成31年4月1日以降の接種より適用
加茂市	インフルエンザワクチン	6ヶ月以上13歳未満	接種1回につき1,500円を助成。(年度内1人2回まで)	市内委託医療機関で現物給付。市外等契約外医療機関で接種した場合は、償還払い。	平成23年10月	平成23年度から1回目全額助成を開始 令和元年度から左記の助成内容に変更
燕市	インフルエンザワクチン	小学6年生以下	一人1回のみ1,000円を補助。保護者は、1回目接種時に1,000円を差し引いた金額を支払う。	市内委託医療機関で現物給付。市外医療機関で接種した場合は、償還払い。	平成21年10月1日	
弥彦村	インフルエンザワクチン	誕生から中学3年生まで	1人1回1,000円を補助。	燕市及び村内の委託契約医療機関で現物給付。契約以外の医療機関で接種した場合は、償還払い。	平成19年10月25日	
長岡市	予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの	・骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。 ・「長期にわたる疾患等のため定期接種を受けられなかった場合」の規定による年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあつては20歳に達するまで。	支払い額と長岡市の基準上限額の低い金額で助成	償還払い	平成28年8月29日	平成28年4月1日以降の接種より適用
小千谷市	予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの	・骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。 ・「長期にわたる疾患等のため定期接種を受けられなかった場合」の規定による年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあつては20歳に達するまで。	支払い額と小千谷市の基準上限額の低い金額で助成	償還払い	令和2年4月1日	令和2年4月1日以降の接種より適用

予防接種法によらない予防接種に対する市町村の助成状況（令和2年度）

市町村名	ワクチン名	助成対象者	助成内容	助成方法	開始時期	備考
見附市	日本脳炎ワクチン	第1期初回2回終了後、6か月を満たない間隔で、第1期追加を接種した者	定期と同様に委託医療機関で公費接種（全額助成）	契約医療機関で現物給付	平成24年4月1日	
見附市	インフルエンザワクチン	接種日において市内に住所を有する生後6か月～小学校6年生までの者	接種費用のうち1,000円を助成（1人2回まで）	契約医療機関で現物給付（助成額1,000円を差し引いた額を自己負担として支払う）。契約医療機関外は償還払い。	平成27年10月1日	
見附市	予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの	・骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。 ・「長期にわたる疾患等のため定期接種を受けられなかった場合」の規定による年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあっては20歳に達するまで。	支払い額と見附市の基準上限額の低い金額で助成	償還払い	平成28年12月1日	平成28年4月1日以降の接種より適用
出雲崎町	インフルエンザワクチン	接種日において6か月～高校卒業まで	接種1回あたり 助成額1,500円	町内医療機関で現物給付。町外は償還払い	平成23年4月1日	接種期間：10月1日～翌年3月31日
出雲崎町	インフルエンザワクチン	母子健康手帳の交付を受けた妊婦	接種1回あたり 助成額1,500円	町内医療機関で現物給付。町外は償還払い	平成24年4月1日	接種期間：10月1日～翌年3月31日
出雲崎町	おたふくかぜワクチン	接種日において1歳～就学前	接種1回あたり 助成額3,000円 助成回数：2回	町内医療機関で現物給付。町外は償還払い	平成23年4月1日	
出雲崎町	ロタウイルスワクチン	1価：生後6週から24週未満の乳児 5価：生後6週から32週未満の乳児	1価：助成額（接種1回につき）7,500円×2回助成 5価：助成額（接種1回につき）5,000円×3回助成	町内医療機関で現物給付。町外は償還払い	平成28年4月1日	令和2年10月1日より定期接種化するにあたり、今年度の任意予防接種助成対象者は令和2年7月31日以前に生まれた者とする
魚沼市	おたふくかぜワクチン	満1歳から就学前まで	接種1回あたり 助成額2,000円 助成回数：2回	契約医療機関で現物給付（助成額2,000円を差し引いた額を自己負担として支払う）。契約医療機関外は償還払い。	平成30年5月1日	
魚沼市	インフルエンザワクチン	生後6か月から年度末年齢18歳まで	接種1回あたり 助成額2,000円。13歳未満は2回、13歳以上は1回分を助成する。	契約医療機関で現物給付（助成額2,000円を差し引いた額を自己負担として支払う）。契約医療機関外は償還払い。	平成30年10月1日	接種期間：10月1日～翌年3月31日
十日町市	インフルエンザワクチン	中学3年生以下の小児	1回につき1,000円を年度2回まで助成	実施医療機関へ現物給付	平成22年10月1日	事業はH19.10.1から実施

予防接種法によらない予防接種に対する市町村の助成状況 (令和2年度)

市町村名	ワクチン名	助成対象者	助成内容	助成方法	開始時期	備考
十日町市	予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨髄移植手術等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。</li> <li>・助成対象予防接種の接種日において、市内に住所を有すること。</li> <li>・接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること。</li> <li>・「長期にわたる疾患等のため定期接種を受けられなかった場合」の規定による年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあつては20歳に達するまで。</li> </ul>	支払い額とB契約の額のどちらか低い額を助成	償還払い	平成30年4月1日	平成30年4月1日以降の接種より適用
津南町	インフルエンザワクチン	接種日において生後6か月から12歳まで	接種1回につき2,000円を年度2回助成	実施医療機関へ現物給付	平成28年10月1日	事業はH20.10.1から実施
津南町	インフルエンザワクチン	接種日において13歳以上中学3年生相当まで	接種1回につき2,000円を年度1回助成	実施医療機関へ現物給付	平成28年10月1日	事業は平成21年度から実施
津南町	インフルエンザワクチン	妊婦	接種1回につき1,000円を年度1回助成	実施医療機関へ現物給付	平成23年10月1日	事業は平成21年度から実施
柏崎市	予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。</li> <li>・「長期にわたる疾患等のため定期接種を受けられなかった場合」の規定による年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあつては20歳に達するまで。</li> </ul>	支払い額と柏崎市の委託契約額の低い金額で助成	償還払い	平成31年4月1日	
上越市	予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。</li> <li>・「長期にわたる疾患等のため定期接種を受けられなかった場合」の規定による年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあつては20歳に達するまで。</li> </ul>	支払い額と上越市の基準上限額の低い金額で助成	償還払い	平成29年12月1日	
妙高市	予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、再接種が必要な者。</li> <li>・「長期にわたる疾患等のため定期接種を受けられなかった場合」の規定による年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあつては20歳に達するまで。</li> </ul>	支払い額とB契約の額のどちらか低い額を助成	償還払い	令和2年4月1日	

予防接種法によらない予防接種に対する市町村の助成状況（令和2年度）

市町村名	ワクチン名	助成対象者	助成内容	助成方法	開始時期	備考
糸魚川市	インフルエンザワクチン	市内に住所のある生後6か月から高校3年生相当の年齢の者までと妊婦	接種費用の半額助成(接種1回あたり1,500円を上限とする。)13歳未満は2回、13歳以上は1回分を助成する。	市内委託医療機関で現物給付 市外医療機関は償還払い	平成22年10月1日	平成29年度から対象者拡大
糸魚川市	肺炎球菌ワクチン	65歳以上の市民で、1回目の肺炎球菌の予防接種から5年以上経過した者	接種費用から、自己負担金4,700円を除いた金額を助成する。	市内外委託医療機関で現物給付 委託していない医療機関は償還払い	令和2年4月1日	事業は平成31年度から実施
糸魚川市	おたふくかぜワクチン	・接種日において1歳以上2歳未満でおたふくかぜの予防接種を受けていない者 ・年長組でおたふくかぜの予防接種を受けていないか1回しか受けていない者	接種費用の半額助成(接種1回あたり3,500円を上限とする。)各対象者につき1回助成する。	市内委託医療機関で現物給付 市外医療機関は償還払い	令和2年4月1日	
糸魚川市	予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの	・骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。 ・「長期にわたる疾患等のため定期接種を受けられなかった場合」の規定による年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあつては20歳に達するまで。	支払い額と糸魚川市の基準上限額の低い金額で助成	償還払い	令和2年4月1日	
佐渡市	インフルエンザワクチン	中学生まで	市内委託医療機関で公費接種 1回目接種は半額助成(上限額まで) 2回目接種は全額助成(上限額まで)	市内委託医療機関で現物支給	平成23年10月1日	